**府意思疎通支援部会**

**手話通訳ワーキンググループ資料関係**

**【抜粋】**

**（１）手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** | **これまでの論点** |
| **■養成講座講師について**  ➢府養成講座講師やそのスキル等の確保方針・方策なし。 | ➢手話通訳者養成講座の講師要件の明確化【H31年度～】  ・語学力の確認（手話能力など）。  ・受講者アンケートの実施。  ➢外部講座の活用【H31年度～】  ・外部講座の受講必須化。  ・「教えるスキル」についての講座受講  必須化。  ➢養成講座の講師の府への登録・更新制度の導入【H31年度～（経過措置あり）】  ・上記要件（語学力・講座受講・良好な　　アンケート結果等を満たす者を登録・　更新。 | **（第１回）**  ➢講師の技術を磨く研修は重要。手話言語学の知識・技術、教える際に役立つものでなければならない。かかる取組みを実施している県もある。  ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。  **（第２回）**  特段の意見なし。  **（第１回）**  ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）  ➢専門性の高い手話通訳者を養成するのには、20名という規模では、きっちり指導し、きっちり技術習得させるのは難しい。特に高い専門性のある手話通訳者の養成をめざすのであれば、受講者数を絞る　　べき。  ➢養成の対象は若い人をターゲットにすべき。若い人をつぶさないように。  **（第２回）**  ➢東京都とまるっきり同様の講座を実施することは難しいのでは。特に「手話通訳士」未満、手話奉仕員以上のレベルの人々への講座はどうするのか。  ➢手話通訳士のみならず、手話検定試験の要件化も検討すべき。 |
| **■養成講座そのものについて**  ➢府養成講座の位置付けが　　不明確  ・養成講座があるにもかかわらず、登録試験は誰でも受験　可能。  ・一方、登録試験における養成講座修了者等の優遇措置　　なし。 | ➢講座そのものに係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】  ・ＷＧメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。  ➢「初級」「中級」「上級」の位置づけと運用の見直し【H32年度～（一部H31　　　　年度～】  ・東京都の取組みを参考に見直し・運用。  ・➀手話奉仕員からのステップアップをターゲットとする講座、➁手話通訳士の資格取得をターゲットとする講座、③登録者の現任研修をターゲットとする講座、を基本とする。  ・➀の修了者は、優先的に➁を受講できるようにすべきか否かを検討。  ・受講のための選考を厳格化するとともに、受講定員をさらに絞り込み。  ・何度でも受講可能にする。  ➢「手話通訳士」等の連動性の確保【H32　年度～】  ・「手話通訳士」取得等を一つのターゲットとする。 |
| **■登録試験について**  ➢府登録試験の合格率が非常に低い（０～３％）。  ※合格者１人あたりコスト  H29年度　1,168万円×３年  ＝3,504万円  H28年度　2,336万円×３年  ＝7,008万円  H27年度　2,294万円×３年  ＝6,882万円  ※他府県や手話通訳士の合格率　　　　は概ね10～15％程度。 | ➢登録試験に係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】  ・ＷＧメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。  ➢登録試験の受験要件の見直し（手話通訳士のみ受験可とする【H32年度～（経過措置として、当面の間、養成講座（上級）修了者も受験可とする。）】  ・将来的には「手話通訳士」のみ受験可とする。  ➢試験採点者に外部人材を活用【H31　　年度～】 | **（第１回）**  ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）  ➢東京都の通訳者は「手話通訳士有資格者＋登録試験合格」した者であり、高い専門性を有している。  **（第２回）**➢  特段の意見なし。 |

**（２）手話通訳者の登録・派遣の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** | **これまでの論点** |
| **■手話通訳者の登録について**  ➢計画目標値に過誤があり、見直した経過等あり。  Ｈ29年度末：580人→  Ｈ32年度末：48人  ➢登録試験合格者に対する人材養成ビジョンの欠落。上記の状況による登録者のスキルの経年　劣化。  ➢登録年数の浅い登録者に対する過小評価の実態もあり。  ➢養成講座→登録試験→派遣等の確実な人材確保方策なし。 | ➢OJT等によるスキル確保の実施【H30　　　年度～】  ・OJTの評価について、聴覚障がい者も行えるよう、項目を工夫（利用者の観点からの項目に絞るなど）。  ・H30年度は「共に生きる障がい者展」等においてOJT実施したが、11名中４名のみ対応。  ・OJT修了しない者の取扱いやOJTそのも　のの仕組的対応をさらに検討（OJTの機会はH30年度内に何度か設ける予定であるが、応じない者は登録解除も含めて対応）。  ➢更新試験の実施【H32年度～】  ・「手話通訳士」資格取得を求めていく（手　話通訳士は、更新試験免除）。  ・現任研修の受講も必須化。  ・活動実績がなく、登録名簿から外れている者についても、OJT・現任研修・更新試験のサイクルを踏むことで、登録者として再度名簿に登録されることも検討（予備登録のような運用）。  ➢派遣実績やＯＪＴ、更新試験による登録者の実力判定の実施【H31年度（試行）～】  　・派遣依頼者に、手話通訳者への評価・アンケートを実施する。  ➢登録者の実力判定結果と派遣報酬の連動【上記をもとにさらに検討】  ➢常時派遣対応可能な登録者の計画的確保【順次実施】  ➢登録者→養成講座講師のキャリアパスの　確立【順次実施】  ➢養成講座修了証の発行及びその取扱いの　明確化、修了者の活用方法を広くPR【H32　年度～】 | **（第１回）**  特段の意見なし。  **（第２回）**  ➢OJTの有効化は、コーディネートの問題。  手話通訳者の派遣の際に、ベテラン通訳者と新人を組合わせる等、やりようはいくらでもある。また、OJTも含め、活動しない登録者は、登録者名簿から外すべき。  ➢合格者といえども、十分な通訳者とは言えない。どの資格でもそのとおりで、だからこそOJTが必要である。どんなベテランの人にも、１年めがあった。  ➢具体的な現任研修と更新試験を一貫性のあるものとして実施する必要がある。 |
| **■手話通訳者の派遣について**  ➢登録手話通訳者の稼働率が非常に低い。年間100回以上稼働の登録者：8.2％（20名）  ➢府手話通訳者派遣ニーズが　　少ない。 | ➢府主催のイベント等は、そもそも派遣対象。よって、派遣事業をさらに積極活用【H30　年度～】  ・府主催のイベント等については、主催者による代理申請制度を導入する。  ➢総合支援法の「特に専門性の高い意思疎通支援（派遣対象であるもの）」と「通勤や通学等、反復継続性のあるもの（派遣対象でないもの）」の関係性の整理【H30年度～】 | **（第１回）**  ➢手話の通じにくい高齢者の手話を読み取り、手話を伝えるのも、特に高い専門性。府の派遣対象とするべき。  ➢特に高い専門性は、技術だけではなく、要件の内容も含まれる。  ➢「特に高い専門性」と「専門領域」は全くの別物。  **（第２回）**  特段の意見なし。 |